

## 普通預金

1.商品名	普通預金
2.販売対象	法人および個人
3.期間	定めなし
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	随時預入 1円以上 1円単位
5.払戻方法	随時払い戻します。
6.利息 (1)適用金利  (2)利払頻度  (3)計算方法	毎日の店頭表示の利率を適用します。＜変動金利＞ 金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。  毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。  毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7.手数料	キャッシュカードによる支払い等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求することがあります。
8.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取り口座、ならびに公共料金等の自動支払口座としての利用ができます。</li> <li>・個人のものは、貯蓄預金へ資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。</li> <li>・自動振替による積立定期預金への積立ができます。</li> <li>・マル優の取扱いができます。</li> </ul>
9.中途解約時の取扱い	定めなし
10.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息については、個人の方は20%の分離課税、法人は総合課税の対象となります。</li> <li>・平成25年1月1日より復興特別所得税(0.315%)が追加で課税されます。</li> <li>・預金保険の対象となりますが、「決済用預金」と異なり1金融機関1人あたり、預金保険の対象となっている他の預金等と合算して元本1,000万円までとその利息額までしか保護されません。</li> </ul>
11.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(平成29年5月8日現在)